

平成29年4月27日

行政文書不開示決定通知書

中山 理司 様

厚生労働大臣 塩崎 恭久

平成29年3月30日付けの行政文書の開示請求（同月31日受付、開第2号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

厚生労働省所掌事務において、どのような場合に被告人が厚生労働大臣宛に寄付することが可能となるかが分かる文書（最新版）

2 不開示とした部分とその理由

開示請求に係る行政文書は、事務処理上作成した事実ではなく、実際に保有していないため、不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなることにご注意ください。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、処分庁管轄地方裁判所又は特定管轄地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなることにご注意ください。）。

3 担当課等

厚生労働省職業安定局雇用保険課企画係 TEL:03-5253-6771（内線：5763）